「まちなか創業空き店舗活用事業」補助金

起業や創業(第2創業)を行う方に対して、必要となる経費の一部を補助する事業です。

「まちなか創業空き店舗活用事業」補助金は、新規出店者の方が商店街やその周辺地域の空き店舗を活用し、創業するための支援を目的とした補助事業です!

補助対象者

新規出店者・・・当該地域の商店街団体の支援を受けたもので、新規に主として小売商業等に 従事しようとする者

補助対象経費

- 1 空き店舗を活用して新規に出店、創業するために必要な経費で、空き店舗の改修、改築、 付帯設備の設置に係るもの
- 2 空き店舗を活用して新規に出店、創業するために必要な経費で、空き店舗の賃借料。 ただし、敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は除く。

	内容	補助率	補助の上限額
1	創業(第2創業も含む)	2/3	30万円
2	賃借料	1/2	4万円/月、交付期間:1年間

申請期間

○ 毎年度末の3月31日までに実績報告書が提出され、創業が開始されていること。

申請方法と提出先

- 事業着手の 1 か月前までに 1.の交付申請書と 2.以降の関係書類を添えて提出してください。
- 1. 飯田市空き店舗活用推進事業補助金交付申請書(様式第 1 号) (飯田市ホームページよりダウンロードしてください)
- 2. 空き店舗の位置図
- 3. 空き店舗の写真(施工前)
- 4. 空き店舗の改修又は改築に係る図面及び見積書
- 5. 空き店舗の付帯設備の設置に係る図面及び見積書
- 6. 空き店舗にかかる賃貸契約書の写し
- 7. 空き店舗を活用した事業計画書 ※任意様式
- 8. 市税完納証明書(飯田市に住所又は登記がある場合)
- 9. 商店街団体の加入がわかる書類 ※任意様式。商工会会員証の写しでも構いません。
- ※事業終了後は、実績報告書を提出して頂きます。(詳細は交付決定時にお知らせします。)
- 提出先及びお問い合わせ **飯田市産業経済部商業観光課(飯田市本町 1 丁目 2番地)**Tel 0265-52-1715 Fax 0265-22-4567
 e-mail shougyou@city.iida.nagano.jp